

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年8月20日~21年12月11日
評価調査者番号	① H17-a013
	② H17-b007
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) ロイコス プレスクール	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 寺田 まさ子	開設年月日 昭和27年11月1日
設置主体：社会福祉法人 浜松児童福祉園 経営主体：社会福祉法人 浜松児童福祉園	定員 60人 (利用人数) 71人
所在地：〒432-8011 浜松市中区城北2丁目16-36	
連絡先電話番号： 053-471-0391	FAX番号 053-471-0391
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
通常保育 育児等相談 一時保育 卒園児(学童)への支援 延長保育 交流事業 (世代間、卒園児) 障害児保育	入園式、始業式、花祭り、ピクニック、親子遠足、参観会、潮干狩り、プール開き、七夕祭り、お泊り保育、運動会、お月見会、芋掘り、ミカン狩り、お遊戯会、餅つき会、作品展・バザー、豆まき会、卒園旅行、雛祭り、マラソン大会、お別れ遠足、卒園式、修了式		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 5	調理室、調乳室、沐浴室、静養室、園長室、事務室、芝生広場、倉庫、屋上人工芝広場、		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	非常勤保育士	2人
保育士リーダー	2人	非常勤用務員	1人
保育士	9人		
栄養士	2人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・高台の静かな文教地区に位置し、緑豊かな園庭、ナンキンハゼの木をはじめ四季を伝える樹木、裸足で安心して遊べる芝生広場など自然を身近に感じる環境が作られています。
- ・経営母体である法人のしっかりした運営の下、地域との交流を大切にし一人ひとりの子どもを尊重した保育実践がなされています。
- ・保育サービスの質の向上のため、職員間の共通理解と協力のもとで、常に改善に向けて取り組んでいます。
- ・職員間の風通しを良くしようと中堅の保育士にリーダーを置き、保育士と園長や保育士リーダーとの連携を密にする取り組みをし成果を得ています。
- ・園長室を常に解放し、保護者や地域住民が気軽に訪問し、相談や意見・要望が言えるよう配慮しています。
- ・各種マニュアルが整備され、子どもの状況を常に把握し、職員間で共有化し、事故防止のため毎日安全チェックを行っています。
- ・保護者のアンケートへの関心が高く、回答率が 93.8%あり、かつ全員が満足していると回答しており、日頃の保育への姿勢や考え方が園長以下全職員に浸透し、きめ細かな対応や熱心な取り組みが保護者に認められています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・職員の質の向上については、園内研修を計画的に取り組んでいますが、外部研修を含めて職員一人ひとりに求められる質の把握に基づく研修について計画を策定し、そのもとづき実施が求められます。
- ・遵守すべき法令等について、職員が理解するため会議等で周知されていますが、遵守すべき内容等を示したリスト化など工夫し、職員が正しく理解できるよう取り組むことが求められます。
- ・サービス実施計画の策定において、実際に取り組まれている手順を、組織としての取り組み手順や方法を文書化することが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

利用者アンケートの回収率が約 94%と知り、改めて保護者の皆様の保育園への関心の深さを実感いたしました。

常々、「保育園は家庭とのしっかりとした信頼関係の上に成り立ち、一人ひとりの子どものより良い育ちを同じ価値観を持ち、見守り支える場でありたい。」と願っております。

課題が明確となり良かったと思っております。職員とともに、ひとつひとつの課題を確認し、丁寧な取り組みを心がけ、保育園の質の向上をめざし前進してまいりたいと思っております。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*法人の共通理念をもとに、園独自の目標・ねらい等が明文化され、職員や保護者にも説明、周知されている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*5カ年間の中長期計画が策定され、毎年見直し等を行い、新たな5年目の計画を追加し、組織としての取り組みを明確にしている。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者として自らの役割や責任を明らかにし、会議や保護者等に常に園のねらいや思いを伝えている。 *常に改善に向けて取り組む姿勢が徹底している。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*経営状況を分析し、改善に向け取り組んでいる。 *福祉の動向等情報の収集は行っているが、地域のニーズの把握やデータ化については十分ではない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職務分担表を作成し、役割や責任の所在を明確にしている。 *職員の就業状況等は常に把握し、意向等については中堅職員を窓口として職員間の風通しを良くする工夫をしている。 *質の向上に向け職員の内部研修を毎年テーマを決めて計画的に取り組んでいるが、外部研修等職員一人ひとりに求める研修計画に作成は十分ではない。 *職員の希望は常に把握するように努めているが、人事考課は実施していない。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*子どもの安全を確保するため業務マニュアルをはじめ各種マニュアルが整備され、事故防止に向け毎日点検に取り組んでいる。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*近隣との交流や子どもの社会体験を広げるため垣根を低くして住民が園庭等を利用し少しでもくつろげる場を作るなど地域との関わりを大切にしている。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*一人ひとりの子どもを尊重し、常に子どもの状況を把握し、職員間で共有化している。 *利用者の意見等については、その日の内に対応、返答しており、懇談会には事前に課題等を周知するなど配慮をしている。</p>

2 サービスの質の確保	<p>*子どもの嗜好、沐浴・清拭、排泄など子どもの快適性に配慮した工夫をしている。</p> <p>*子どもが遊びや生活を通して、自発的に活動できる環境を整備し、様々な体験や人との交流ができるよう配慮している。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*利用希望者には、園長自らが対応し、利用開始に当たっては納得のいくまで資料等を示し説明し理解を得ている。</p> <p>*入退園についてのマニュアルがあり、生活状況や相談・面談記録等が整備され、引き継ぎ文書も整備している。</p>
4 サービス実施計画の策定	<p>*個人生活記録票に毎日の子どもの様子や課題など明示している。</p> <p>*アレルギー疾患などに対する支援については主治医からの指示書に基づき具体的な対応をしている。</p> <p>*サービス実施計画の策定については、一人ひとりに着目し、保護者等の意向や個人生活記録、相談内容等を踏まえてミーティング等を行い策定している。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B